

高浜差し止め、14日に判断

関西電力高浜原発3、4号機(福井県)は安全性に問題があるとして、住民ら9人が再稼働の差し止めを求めた仮処分申請で、福井地裁(樋口英明裁判長)は9日、14日に決定を出すことを決め、住民側、関電側双方に通知しました。

住民側は、高浜3、4号機の地震の揺れの想定が不十分で、事故によって住民の人格権が侵害される危険性があると主張。一方、関電側は、地

住民らの仮処分申請で福井地裁

震想定は適切で、機器の安全性は確保されているとして却下を求めています。

住民側は昨年12月、関電が再稼働を目指す高浜3、4号機、大飯3、4号機の4基について、差し止めを求める仮処分を申請。地裁はこのうち、原子力規制委員会の審査で新規制基準に適合した高浜3、4号機について、決定を出す緊急性があると判断。審理を分離しました。